

災害時等における安心を共に支え合う相互協力に関する協定

広島県（以下「甲」という。）及び広島県内の社会福祉施設等を会員とする団体（以下「乙」という。）と社会福祉法人広島県社会福祉協議会（以下「丙」という。）とは、災害時等における安心を共に支え合う相互協力体制の構築を図るため、次のとおり協定を締結する。

【広島県内の社会福祉施設等を会員とする団体】

広島県老人福祉施設連盟、公益社団法人広島市老人福祉施設連盟、広島県知的障害者福祉協会、広島県身体障害者施設協議会、広島県児童養護施設協議会、広島県母子生活支援施設協議会、広島県乳児院協議会、広島県保育連盟連合会、広島県私立保育連盟、広島市保育連盟、一般社団法人広島市私立保育園協会、広島県社会福祉法人経営青年会、広島県社会福祉法人経営者協議会

（目的）

第1条 この協定は、広島県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害のうち、災害救助法（昭和22年法律第18号）が適用となる大規模災害が発生した時における被災した社会福祉施設等への支援や平時から災害に関する地域との連携体制を構築することに関し、必要な事項を定める。

（相互協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、乙の会員の協力が得られるよう連携して取り組むものとする。

- (1) 被災した社会福祉施設等に関する情報の共有並びに必要な物資及び人材の支援に関すること
- (2) 被災した社会福祉施設等の利用者の受入れに関すること
- (3) 災害に関する地域との連携及び支援に関すること

2 前項各号に掲げる事項を推進するに当たっては、甲、乙及び丙は県内市町等との連携を図られるよう努めるものとする。

（甲の役割）

第3条 甲は、前条第1項各号に掲げる相互協力事項を乙の会員が実施するに当たり、助言、調整等の支援を行うものとする。

（乙の役割）

第4条 乙は、丙と連携して、第2条第1項各号に掲げる相互協力事項について会員に協力するよう働きかけるものとする。

（丙の役割）

第5条 丙は、第2条第1項各号に掲げる相互協力事項が円滑に推進されるよう、甲及び乙との連携に努めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とし、期間満了の1か月前までに甲、乙、丙の三者のいずれからも特段の意思表示がないときは、1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（疑義の解決）

第7条 この協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書15通を作成し、甲・乙・丙が署名の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成31年 3月 26日

甲 広島県

広島県知事

湯崎英彦

乙 広島県内の社会福祉施設等を会員とする団体

広島県老人福祉施設連盟

会長

池田 円

広島県知的障害者福祉協会

会長

安川 晃

広島県児童養護施設協議会

会長

上栗哲男

広島県乳児院協議会

会長

馬場年之

広島県私立保育連盟

会長

原 孝

一般社団法人広島市私立保育園協会

理事長

松尾 竜

広島県社会福祉法人経営者協議会

会長

本永史郎

丙 社会福祉法人広島県社会福祉協議会

会長

山本一隆

公益社団法人広島市老人福祉施設連盟

会長

藤井 紀子

広島県身体障害者施設協議会

会長

林 誠

広島県母子生活支援施設協議会

会長

村上孝治

広島県保育連盟連合会

会長

綿貫 博

広島市保育連盟

会長

伊藤唯道

広島県社会福祉法人経営青年会

会長

柳木田 健